

委員会提出議案第 1 号

国土強靱化の強力かつ計画的な推進を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 6 年 9 月 24 日 提 出

提出者 総務経済委員会

委員長 南 出 昌 彦

国土強靱化の強力かつ計画的な推進を求める意見書

近年、我が国では自然災害が激甚化・頻発化しており、本年1月の能登半島地震では、人的被害及び住家被害や、道路や電気・水道等の生活インフラにも甚大な被害が発生した。加えて、半島という地形的な特徴から交通アクセスが限られ、被害状況の把握や救援、物資搬入に多大な支障が生じたことから、防災・減災に向けた国土強靱化の推進は、これまで以上にその重要性が高まっている。

現在、政府においては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、自治体とともに国土強靱化の取組みを推進しているなか、昨年6月「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の改正において、「国土強靱化実施中期計画」を策定することが規定されるとともに、本年7月着手することが決定された。今後も切れ目なく国土強靱化に取り組むためには、中期計画の早期策定が待たれる。

このようななか、国におかれては、我が国の自然災害の発生状況を踏まえ、以下について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

記

1. 国民の生命と財産を守る防災・減災対策を継続的・安定的に実施するため、「5か年加速化対策」の期間も終盤となる令和6年度補正予算においては、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する観点からも例年を大きく上回る規模で確保されたい。
2. 「国土強靱化実施中期計画」において、「半島防災」という新たな視点を取り入れ、特に必要となる施策の内容や事業規模、及びその対策期間を盛り込んだ上で、できる限り早期に策定し、当初予算を含め必要な予算・財源について通常予算とは別枠で確保するなど、国土強靱化の取組みを強力かつ計画的に推進されたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日
橋本市議会

(意見書提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、
財務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、
内閣府特命担当大臣（防災）